

舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る
参 考 資 料

令和8年5月

舞鶴市議会

舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る協議経過・結果報告書

～ 資 料 目 次 ～

1	舞鶴市議会の議員定数、議員報酬、手当等の沿革	2
2	舞鶴市議会の議員定数に係る変遷	3
3	舞鶴市議会の議員報酬の変遷	6
4	舞鶴市議会の手当等の変遷	8
5	類似団体との比較	10
6	消費者物価指数の推移と議員報酬を増額する場合の試算	12
7	位置及び地勢、市域の推移、地区別人口	14
8	将来予測、市政の方向性	17
9	舞鶴市議会の活動状況	21
10	議会活動の見える化に関する調査結果	24
11	議員定数に関する意見交換会	27
12	舞鶴市議会基本条例（抜粋）	37
13	舞鶴市特別職報酬等審議会の答申（写）	40

1 舞鶴市議会の議員定数、議員報酬、手当等の沿革

年 月 日	事 項	内 容
平成3年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長510千円、副議長430千円、議員390千円とする。
平成5年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長540千円、副議長450千円、議員410千円とする。
平成8年6月26日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長570千円、副議長480千円、議員440千円とする。
平成11年7月16日	地方自治法の一部改正	議員定数は条例で定めることとし、その上限を法で定める。
平成13年12月27日	舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を30人とする。【32人→30人】
平成14年12月27日	舞鶴市議会議員定数条例の制定	次回の一般選挙から定数を30人とする。（改正地自法の施行に伴う条例制定）
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を28人とする。【30人→28人】
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	費用弁償の額を「1日3千円」から「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」に変更する。
平成23年5月2日	地方自治法の一部改正	議員定数の上限を撤廃する。
平成23年6月1日	地方公務員等共済組合法の一部改正	地方議会議員年金制度を廃止する。
平成29年12月5日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を26人とする。【28人→26人】
令和3年12月3日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を25人とする。【26人→25人】

※ 期末手当については、職員の期末手当の改定に準じて、1～2年ごとに改定

2 舞鶴市議会の議員定数の変遷

期数	任期	法定議員数	議員定数	投票年月日	立候補者数
第11期	S57～S61	36人	36人 ※地方自治法の定めによる	昭和57年 11月14日	40人
第12期	S61年～H2	36人	36人 ※地方自治法の定めによる	昭和61年 11月16日	39人
第13期	H2～H6	36人	32人 ※舞鶴市議会議員定数減少条例により4人減 (地方自治法の改正により議員定数を条例で減少することが可能となった)	平成2年 11月18日	37人
第14期	H6～H10	36人	32人	平成6年 11月20日	35人
第15期	H10～H14	36人	32人	平成10年 11月15日	37人
第16期	H14～H18	30人	30人 ※舞鶴市議会議員定数減少条例により2人減	平成14年 11月17日	31人
第17期	H18～H22	30人	30人 ※条例で定数を30人と規定 (地方自治法の改正により議員定数は条例で定める(ただし上限あり)こととなった)	平成18年 11月19日	32人
第18期	H22～H26	28人	28人 ※条例で定数を2人減	平成22年 11月14日	33人
第19期	H26～H30	—	28人 (地方自治法による定数の上限が撤廃された)	平成26年 11月16日	31人
第20期	H30～R4	—	26人 ※条例で定数を2人減	平成30年 11月18日	34人
第21期	R4～R8	—	25人 ※条例で定数を1人減	令和4年 11月20日	29人

【法改正・条例改正】

昭和22年4月17日 地方自治法の制定

法に議員定数を規定(人口5万人以上15万人未満は36人)

昭和22年12月12日 地方自治法の一部改正

議員定数を条例で減少することができるよう改正

昭和62年9月24日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を32人とすることを規定

平成11年7月16日 地方自治法の一部改正

議員定数は、条例で定めることとし、その上限を法に規定する改正
(人口5万人以上10万人未満は30人) [施行は平成15年1月1日]

平成13年12月27日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を30人とする改正

《改正理由（提案説明）》

議員定数問題等調査特別委員会を設置して改選後の定数をいかにすべきかを調査してきた結果として、「30人とするべき」と取りまとめられた。

【特別委員会での「30人とする事」に対する賛成意見】

地方自治法の改正により、平成15年1月1日から30人という上限が示されており、その40日ほど前に選挙があるものの、やはり議員は将来を見据えて示されている方向に進むべきである。公聴会で様々な意見を聴かせていただいたが、議会制民主主義を大切に、我々議員自らが判断すべきであり、30人とするべきである。

これを受けて、さらに慎重に検討を重ねた結果、現在の32人から2人削減し、30人で議会運営を行い、市勢の発展に尽くすため、本条例を改正する。

《検討材料》

- ・ 人口5万人以上10万人未満で30人を超えている全国6市の状況
- ・ 京都府内各市の議員定数の状況
- ・ 公聴会（議員定数30人の是非について、公募による8人（賛成4人、反対4人）の意見を聴取

《条例改正の賛否》

賛成22票、反対7票、棄権1 ※欠員1

平成14年12月27日 舞鶴市議会議員定数条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を30人とするを規定

（改正地方自治法の施行に伴い、議員定数を定める条例を制定し、舞鶴市議会議員の定数減少条例を廃止）

平成22年3月30日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を28人とする改正

《改正理由（提案説明）》

今後、地方分権が一層進んでいく中で、議会の役割や責任は今まで以上に大きくなり、市民利益を守る観点からも、一概に定数を削減することが望ましいとは思わないが、一方で、議会改革を求める声も多くある。議員定数を減らすことだけが改革ではないが、経済不況の中で議会自身も厳しい状況を担ってほしいという市民の声も理解しなければならない。全国的な流れからしても、30人のままでは望ましくないと考える。

議員定数の根拠は難しいが、9万人近い人口を有する本市の中身を審議していく上では、今後も現在と同じ4つの常任委員会で審議することが望ましいと考えられる。有識者からは、審議に当たって、委員長を除いて6人が最小単位ではないかと聞いており、その意味では、各常任委員会を7人で構成することを基準として、定数は28人がふさわしいものとする。

こうしたことを踏まえ、議員定数を28人とする条例改正を提案する。

《検討材料》

- ・ 有識者（法政大学 廣瀬教授）による講演会（市民に広く公開）
- ・ 参考人（地域、職業、性別に配慮した8人）の招致による意見聴取
- ・ 調査視察（静岡県掛川市）
- ・ 類似団体の状況

《条例改正の賛否》

賛成17票、反対8票、棄権1 ※欠員1、欠席2

平成23年5月2日 地方自治法の一部改正
議員定数の上限を撤廃する改正

平成25年 条例改正なし

現行の定数（28人）が適正であることを確認

≪「適正」とする理由（議運から議長への検討結果報告）≫

平成22年に30人から28人にしたところであり、現在の4常任委員会での審議の体制や地域特性等も考慮すると、議会の機能を維持・向上させていくために、28人が必要である。

また、様々な角度から検討を加え、議論を尽くすことを考えれば、4つの常任委員会を置き、各委員会の委員数を7人とする現在の体制は妥当であり、議員定数は28人が適正である。

≪検討材料≫

- ・ 有識者（山梨学院大学 江藤教授）による講演会
- ・ 調査視察（埼玉県所沢市）
- ・ 類似団体の状況

平成29年12月5日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を26人とする改正

≪改正理由（提案説明）≫

議員定数について調査・研究した結果、現行の28人から2人減の26人とする改正を行う。

≪検討材料≫

- ・ 有識者（東京大学 大森名誉教授）による講演会と意見交換
- ・ 市民（年齢や立場を考慮した16人）との意見交換会
- ・ 類似団体の状況

≪条例改正の賛否≫

賛成15票、反対11票 ※欠席（退出）1

令和3年12月3日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を25人とする改正

≪改正理由（提案説明）≫

議員定数について調査・研究した結果、現行の26人から1人減の25人とする改正を行う。

≪検討材料≫

- ・ 有識者（元全国市議会議長会法制参事 廣瀬氏）による講演会と意見交換
- ・ 市民（年齢や立場を考慮した15人）との意見交換会
- ・ 類似団体の状況

≪条例改正の賛否≫

賛成21票、反対4票

3 舞鶴市議会の議員報酬の変遷

単位：円

議決年月日	適用年月日	報酬月額		
		議長	副議長	議員
昭21.11.8	21.10.1	350	300	200 (参事会員 250)
23.2.24	23.2.1	1,500	1,200	1,000
24.3.30	24.4.1	3,000	2,500	2,000
26.3.10	26.1.1	8,000	7,000	6,000
26.12.25	26.10.1	10,000	8,500	7,000
27.12.25	27.11.1	15,000	13,000	10,000
31.12.15	31.9.1	19,000	17,000	14,000
32.10.8	32.10.1	20,000	18,000	15,000
35.12.22	35.10.1	30,000	28,000	25,000
36.10.2	36.7.1	32,000	30,000	27,000
37.3.16	36.10.1	36,000	33,000	30,000
38.3.25	37.10.1	38,000	35,000	32,000
39.3.24	38.10.1	45,000	40,000	35,000
40.6.9	40.4.1	48,000	43,000	38,000
43.3.26	43.4.1	60,000	55,000	50,000
44.10.20	44.10.1	70,000	65,000	60,000
46.10.6	46.10.1	90,000	82,000	75,000
48.9.29	48.10.1	130,000	110,000	100,000
49.12.24	49.10.1	160,000	140,000	130,000
51.12.25	51.10.1	210,000	180,000	170,000
52.12.24	52.12.1	240,000	200,000	190,000
54.6.25	54.4.1	300,000	230,000	220,000
56.3.26	56.4.1	330,000	260,000	250,000
59.6.29	59.7.1	380,000	300,000	280,000
63.3.22	63.4.1	450,000	350,000	330,000
平3.6.28	3.7.1	510,000	430,000	390,000
5.6.28	5.6.1	540,000	450,000	410,000
8.6.26	8.6.1	570,000	480,000	440,000

平成8年

特別職報酬等審議会の答申のとおり報酬額を変更する条例改正
市長提出議案として他の特別職とあわせて提案され、賛成多数で可決

平成22年

議員定数と並行して、参考人からの意見聴取や類似団体との比較等の検討・協議を行い、現行どおりとすることを決定

平成28年

特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、現行どおりとすることを決定

《審議会で検討（考慮）された事項》

- ・ 京都府議会の議員報酬の状況
- ・ 本市と人口が類似する府内の市議会の議員報酬との均衡
- ・ 一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 社会経済情勢

令和3年

特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、現行どおりとすることを決定

《審議会で検討（考慮）された事項》

- ・ 京都府議会の議員報酬の状況
- ・ 本市と人口が類似する府内の市議会の議員報酬との均衡
- ・ 一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 社会経済情勢

4 舞鶴市議会の手当等の変遷

【期末手当】

支給率に係る条例改正の経過

国家公務員の給与改定に準じ、その都度条例を改正

公布年月日	加算率 (%)	年間支給率 (%)	期末手当の年額 (円) ※		
			議長	副議長	議員
H20.9.16	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100
H21.5.29	15	320	2,097,600	1,766,400	1,619,200
H21.11.30	15	310	2,032,050	1,711,200	1,568,600
H22.11.30	15	295	1,933,725	1,628,400	1,492,700
H26.12.26	15	310	2,032,050	1,711,200	1,568,600
H28.3.29	15	315	2,064,825	1,738,800	1,593,900
H28.12.27	15	325	2,130,375	1,794,000	1,644,500
H29.12.26	15	330	2,163,150	1,821,600	1,669,800
H30.12.28	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100
R1.12.27	15	340	2,228,700	1,876,800	1,720,400
R2.11.30	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100
R4.3.29	15	325	2,130,375	1,794,000	1,644,500
R4.12.28	15	330	2,163,150	1,821,600	1,669,800
R5.12.27	15	340	2,228,700	1,876,800	1,720,400
R6.12.26	15	345	2,261,475	1,904,400	1,745,700

※ 「期末手当の年額」は、加算率及び年間支給率に基づく単純計算の結果であり、当該年に実際に支給した額ではない。

《期末手当の額の算出方法（現行の条例の規定）》

「議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額」 → これを6月と12月に支給

議長の場合： $(570,000 + (570,000 \times \frac{15}{100})) \times \frac{172.5}{100} = 1,130,737$ 円
加算率 支給率

《議員報酬に期末手当を加えた年収相当額》

職名	議員報酬年額	期末手当年額	年収相当額
議長	6,840,000円	2,261,475円	9,101,475円
副議長	5,760,000円	1,904,400円	7,664,400円
議員	5,280,000円	1,745,700円	7,025,700円
合計(25人分)	134,040,000円	44,316,975円	178,356,975円

※ 現行の条例に基づく単純計算

【費用弁償】

平成22年に条例を改正し、「1日3,000円」を「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」とした。

※費用弁償の対象となる会議 = 法令に定めのある公式の会議

(本会議、委員会、協議・調整の場)

《令和5年度の支出額》

647,990円 → 1人当たり平均 25,920円

【地方議会議員年金制度】

大規模かつ急速な合併の進展に伴う議員数の激減や、行革による議員定数・議員報酬の削減などにより基金の枯渇が見込まれ、その財源不足の全てを公費で負担することには、国民の理解を得ることが難しいことなどから、平成23年に廃止された。

5 類似団体との比較（人口・面積・財政規模）

【議員定数の比較】

人口に近い類似団体との比較

市名	人口 [人]	面積 [km ²]	歳出総額 [千円]	議員定数 [人]	議員報酬 [円]		
					議長	副議長	議員
志木市	76,312	9.05	27,831,657	14	430,000	378,000	357,000
日光市	76,413	1,449.83	43,219,130	24	490,000	410,000	380,000
甲斐市	76,514	71.95	33,882,820	19	410,000	370,000	360,000
室蘭市	76,519	81.01	49,416,592	20	480,000	450,000	415,000
豊岡市	76,574	697.55	48,058,150	24	455,000	376,000	360,000
舞鶴市	76,732	342.13	38,579,725	25	570,000	480,000	440,000
交野市	77,272	25.55	30,970,532	15	621,000	571,500	540,000
始良市	78,218	231.25	38,698,884	24	409,000	326,000	303,000
飯能市	78,472	193.05	32,862,228	19	470,000	410,000	385,000
香芝市	78,585	24.26	28,576,806	16	630,000	530,000	500,000
あきる野市	79,513	73.47	35,135,027	21	510,000	456,000	433,000

（人口：令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口 面積：令和5年10月1日現在
歳出総額：令和5年度決算額 議員定数・議員報酬：令和5年12月31日現在）

面積に近い類似団体との比較

市名	面積 [km ²]	人口 [人]	歳出総額 [千円]	議員定数 [人]	議員報酬 [円]		
					議長	副議長	議員
亀岡市	224.80	86,765	45,213,761	24	560,000	490,000	440,000
始良市	231.25	78,218	38,698,884	24	409,000	326,000	303,000
笠間市	240.40	73,183	34,003,274	22	460,000	425,000	400,000
敦賀市	251.47	62,942	46,847,008	22	490,000	428,000	407,000
恵庭市	294.65	70,354	35,081,901	21	440,000	385,000	355,000
舞鶴市	342.13	76,732	38,579,725	25	570,000	480,000	440,000
千歳市	594.50	97,999	54,611,913	23	460,000	420,000	385,000
酒田市	602.98	95,789	60,244,049	25	535,000	480,000	450,000
薩摩川内市	682.92	91,542	59,424,853	26	458,000	396,000	370,000
豊岡市	697.55	76,574	48,058,150	24	455,000	376,000	360,000
石狩市	722.33	57,645	36,798,493	20	450,000	400,000	370,000

（面積：令和5年10月1日現在 人口：令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口
歳出総額：令和5年度決算額 議員定数・議員報酬：令和5年12月31日現在）

歳出総額が近い類似団体との比較

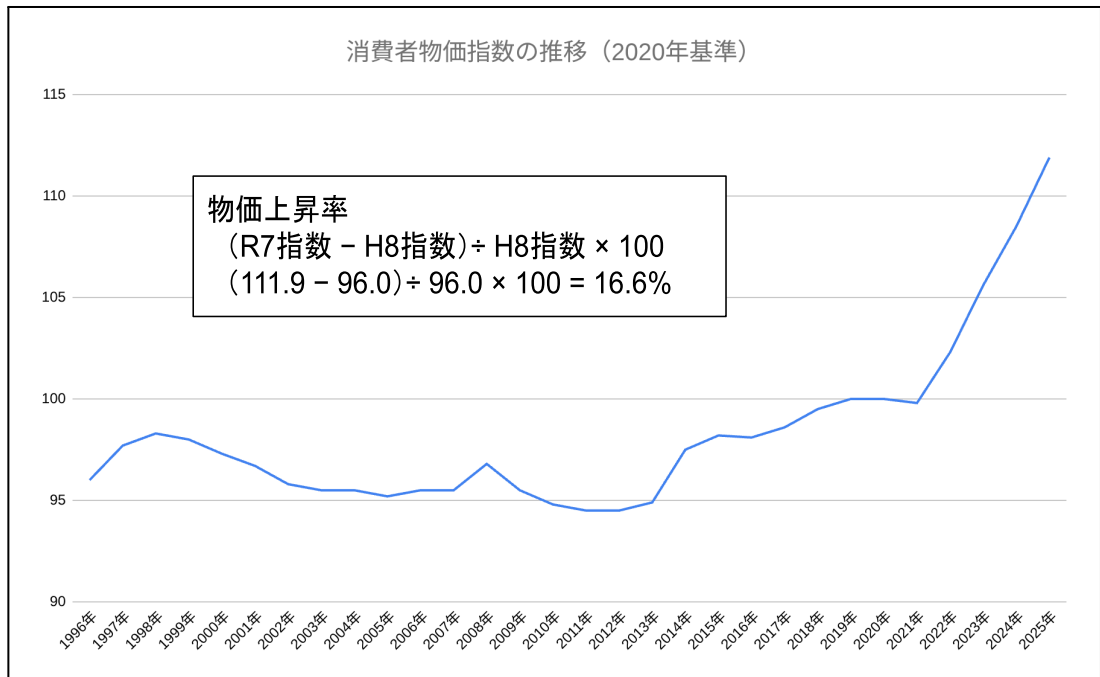
市名	歳出総額 [千円]	人口 [人]	面積 [km ²]	議員定数 [人]	議員報酬 [円]		
					議長	副議長	議員
石狩市	36,798,493	57,645	722.33	20	450,000	400,000	370,000
貝塚市	36,812,112	82,500	43.93	17	589,000	561,000	523,000
国立市	36,955,043	75,889	8.15	21	575,000	515,000	490,000
守谷市	37,076,559	70,659	35.71	20	430,000	397,000	367,000
東大和市	37,903,345	85,085	13.42	22	529,000	484,000	458,000
舞鶴市	38,579,725	76,732	342.13	25	570,000	480,000	440,000
始良市	38,698,884	78,218	231.25	24	409,000	326,000	303,000
泉大津市	39,134,586	73,145	14.33	16	610,000	580,000	550,000
射水市	41,427,820	90,997	109.44	22	515,000	456,000	427,000
むつ市	41,826,550	52,744	864.20	22	426,000	384,000	354,000
稲城市	42,080,401	93,781	17.97	22	523,000	477,000	445,000

(歳出総額：令和5年度決算額 人口：令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口
面積：令和5年10月1日現在 議員定数・議員報酬：令和5年12月31日現在)

6 消費者物価指数の推移と議員報酬を増額する場合の試算

【消費者物価指数の推移】

年	指数
1996年	96
1997年	97.7
1998年	98.3
1999年	98
2000年	97.3
2001年	96.7
2002年	95.8
2003年	95.5
2004年	95.5
2005年	95.2
2006年	95.5
2007年	95.5
2008年	96.8
2009年	95.5
2010年	94.8
2011年	94.5
2012年	94.5
2013年	94.9
2014年	97.5
2015年	98.2
2016年	98.1
2017年	98.6
2018年	99.5
2019年	100
2020年	100
2021年	99.8
2022年	102.3
2023年	105.6
2024年	108.5
2025年	111.9



出典：総務省統計局 2020年基準消費者物価指数
 長期時系列データ-全国-年平均-中分類指数 (1970年～最新年)
 品目：総合 地域：全国 時間軸：年

【議員報酬を増額する場合の試算】

試算1：現在（令和8年3月）の議員定数及び期末手当支給率による試算

	議員報酬		期末手当			年収相当額
	報酬月額	報酬年額	加算率	支給率	期末手当年額	
議長	570,000	6,840,000	0.15	3.50	2,294,250	9,134,250
副議長	480,000	5,760,000	0.15	3.50	1,932,000	7,692,000
議員	440,000	5,280,000	0.15	3.50	1,771,000	7,051,000
合計(25人分)		134,040,000			44,959,250	178,999,250

試算2：議員定数を24人とした場合の試算（そのほかの条件は試算1と同じ）

	議員報酬		期末手当			年収相当額
	報酬月額	報酬年額	加算率	支給率	期末手当年額	
議長	570,000	6,840,000	0.15	3.50	2,294,250	9,134,250
副議長	480,000	5,760,000	0.15	3.50	1,932,000	7,692,000
議員	440,000	5,280,000	0.15	3.50	1,771,000	7,051,000
合計(24人分)		128,760,000			43,188,250	171,948,250

試算1との比較 -7,051,000

試算3：議員定数を24人とし、報酬月額を2万円〔約4.5%〕ずつ増額した場合の試算
 (そのほかの条件は試算1と同じ)

	議員報酬		期末手当			年収相当額
	報酬月額	報酬年額	加算率	支給率	期末手当年額	
議長	590,000	7,080,000	0.15	3.50	2,374,750	9,454,750
副議長	500,000	6,000,000	0.15	3.50	2,012,500	8,012,500
議員	460,000	5,520,000	0.15	3.50	1,851,500	7,371,500
合計(24人分)		134,520,000			45,120,250	179,640,250

試算1との比較 641,000

試算4：議員定数を24人とし、報酬月額を4万円〔約9.1%〕ずつ増額した場合の試算
 (そのほかの条件は試算1と同じ)

	議員報酬		期末手当			年収相当額
	報酬月額	報酬年額	加算率	支給率	期末手当年額	
議長	610,000	7,320,000	0.15	3.50	2,455,250	9,775,250
副議長	520,000	6,240,000	0.15	3.50	2,093,000	8,333,000
議員	480,000	5,760,000	0.15	3.50	1,932,000	7,692,000
合計(24人分)		140,280,000			47,052,250	187,332,250

試算1との比較 8,333,000

試算5：議員定数を24人とし、報酬月額を7万円〔約16%〕ずつ増額した場合の試算
 (そのほかの条件は試算1と同じ)

	議員報酬		期末手当			年収相当額
	報酬月額	報酬年額	加算率	支給率	期末手当年額	
議長	640,000	7,680,000	0.15	3.50	2,576,000	10,256,000
副議長	550,000	6,600,000	0.15	3.50	2,213,750	8,813,750
議員	510,000	6,120,000	0.15	3.50	2,052,750	8,172,750
合計(24人分)		148,920,000			49,950,250	198,870,250

試算1との比較 19,871,000

7 位置及び地勢、市域の推移、地区別人口

◆ 位置及び地勢 ◆

舞鶴市は、本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入したところにあり、京都府の北東部を占め、京阪神から100km圏に位置している。（東経135度10分～29分、北緯35度23分～43分）

市域のうち平野部のほとんどは河川流域で、平地面積は非常に少なく、大部分が青葉山、三国岳、弥仙山などの山々と丘陵からなっている。

また、河川は、市域の西部を縦貫する由良川のほか、伊佐津川、祖母谷川など中小河川が市内各地に流れている。

面積	東西	南北	海岸線
342.13km ²	29.7km	成生岬24.9km 小島37.0km	119.9km

資料：舞鶴市勢要覧2012、舞鶴市統計書（令和6年版）

本市の使命と役割

【日本海側の国際港湾ゲートウェイ拠点】

本市は、2011年11月に「国際海上コンテナ」「国際フェリー・RORO船」「外航クルーズ」の3つの機能において、日本海側拠点港に選定された近畿日本海側で唯一の重要港湾である「京都舞鶴港」を擁する北近畿の中核都市。

高速道路ネットワークの充実や港湾施設の促進等による機能強化が図られる中、国際フェリー航路の開設のほか、コンテナ貨物取扱量、大型クルーズ客船の寄港数の増加等、物流・人流の関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての機能強化が進んでいる。

【日本海側の国防・海の安全の拠点】

本市は、海上自衛隊舞鶴地方隊をはじめ、日本海側唯一の海上自衛隊航空基地が所在するなど、日本海側の海上自衛隊の最重要拠点であるとともに、西部日本海を担当する第八管区海上保安本部や舞鶴海上保安部、海上保安学校など、海上安全の拠点が立地。

また、災害に強い京都舞鶴港における国防、海の安全の拠点の集積により、南海トラフ地震等、太平洋側での大規模災害時において重要な災害支援拠点となる地域。

【関西圏のエネルギー供給拠点、リダンダンシー機能】

本市には、関西電力舞鶴発電所（火力）が立地するとともに、隣接する高浜町には高浜発電所（原子力）が所在しており、関西経済圏を支える一大エネルギー拠点となっている。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模地震発生が懸念される中、高いリダンダンシー機能を備える本エリアの幅広い役割は、一層重要なものとなっている。

資料：第7次舞鶴市総合計画

◆ 市域の推移 ◆

市町村	年月日	合併等の状況	面積 (km ²)
舞鶴町	明治22年4月1日	西地区の市街地をもって町制施行	
余部町	明治35年6月1日	余内村の余部上・余部下・長浜・和田の区域をもって町制施行	9.0
新舞鶴町	明治39年7月1日	倉梯村と志楽村の一部をもって町制施行	5.1
中舞鶴町	大正8年11月1日	余部町を改称	9.0
舞鶴町	昭和11年8月1日	隣接の四所・高野・池内・余内・中筋の5か村合併	91.4
舞鶴市	昭和13年8月1日	市制施行	91.4
東舞鶴市	昭和13年8月1日	新舞鶴町・中舞鶴町・倉梯村・与保呂村・志楽村の5か町村を合併し、その区域をもって市制施行	61.0
東舞鶴市	昭和17年8月1日	朝来・東大浦・西大浦の3か村合併	143.1
舞鶴市	昭和18年5月27日	舞鶴市と東舞鶴市合併	234.6
舞鶴市	昭和32年5月27日	加佐町編入	340.3

資料：舞鶴市統計書（令和6年版）

本市のあゆみ

【城下町としての発展】

戦国時代末期に田辺城が築城されて城下町がつくられ、江戸時代には、田辺藩の城下町として栄えるとともに、港は海運の拠点として発達。1889（明治22）年には、町村制施行とともに旧城下町である西地区は舞鶴町となり、その後、近村を合併して、1938（昭和13）年に旧舞鶴市制を施行。

【軍港都としての発展】

東・中地区では、1901（明治34）年の海軍鎮守府開庁に先駆けて計画的な都市づくりが進められて市街地が形成。中地区は、鎮守府・海軍工廠等の中核施設が設置され、余部町として出発し、東地区の市街地は、新舞鶴町となり、その後、1938（昭和13）年に両町と近村が合併して東舞鶴市制を施行。

太平洋戦争の局面悪化につれ、海軍施設が旧舞鶴市に拡大され、両市が一体となった大軍港都建設が強く要請され、1943（昭和18）年5月に両市が合併し、現在の舞鶴市が誕生。

【平和産業港湾都市としての発展】

1945（昭和20）年の戦争終結により、鎮守府や海軍工廠は廃止・解体され、本市は海外からの邦人引揚港としての役割を果たすとともに、1950（昭和25）年、住民投票を経て制定された旧軍港市転換法に基づき、旧軍用施設を公共施設や民間施設などに転換する道が開かれた。これにより、市民生活の向上と産業活動の振興が図られ、都市基盤が確立するなど今日の発展の基礎が形成された。

また、1957（昭和32）年には、加佐町を編入。

◆ 地区別人口 ◆

市名	人口	地区名	人口	地域名	人口
舞鶴市	75,407人	東地区	36,416人	東大浦	651人
				西大浦	1,024人
				朝来	2,443人
				志楽	4,947人
				与保呂	2,574人
				倉梯	12,868人
				祖母谷	3,961人
				新舞鶴	7,948人
		中地区	6,377人	余部上	1,687人
				余部下	4,690人
		西地区	29,552人	旧舞鶴	7,681人
				余内	7,222人
				四所	2,269人
				高野	2,612人
				中筋	8,485人
				池内	1,283人
		加佐地区	3,062人	岡田上	527人
岡田中	472人				
岡田下	665人				
八雲	979人				
神崎	419人				

資料：舞鶴市統計書（令和6年版）

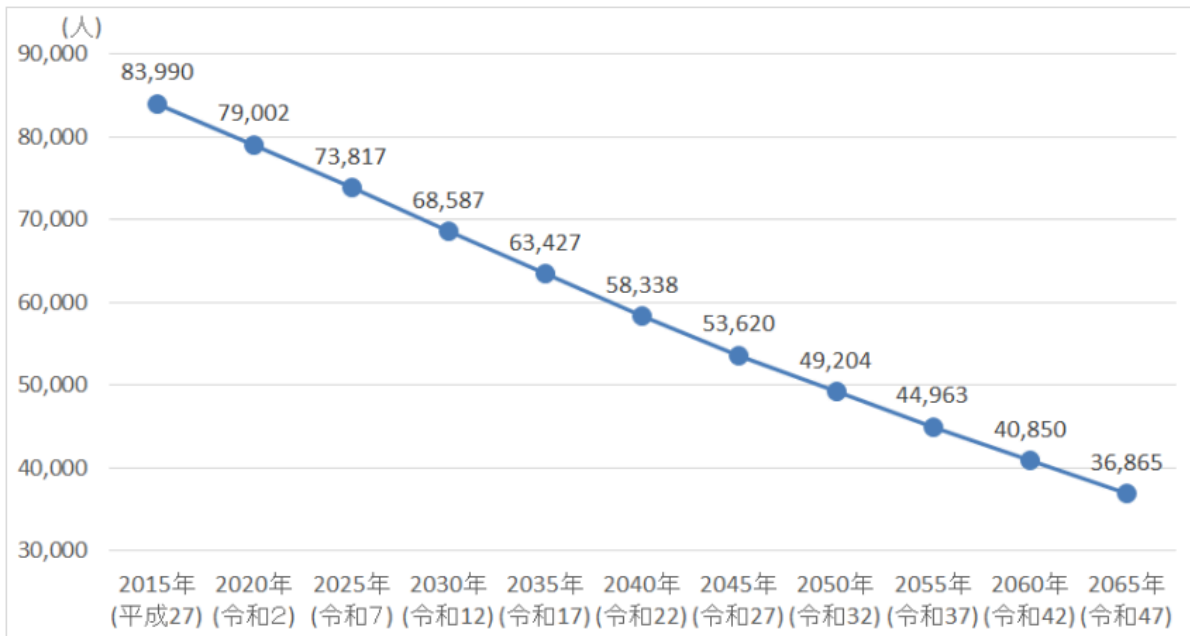
8 将来予測、市政の方向性

◆ 将来予測（人口）◆

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいて、2040（令和22）年までの自然増減、社会増減の傾向が継続すると仮定し、2065（令和47）年まで推計した結果（社人研推計準拠）は、下記のグラフのとおり。

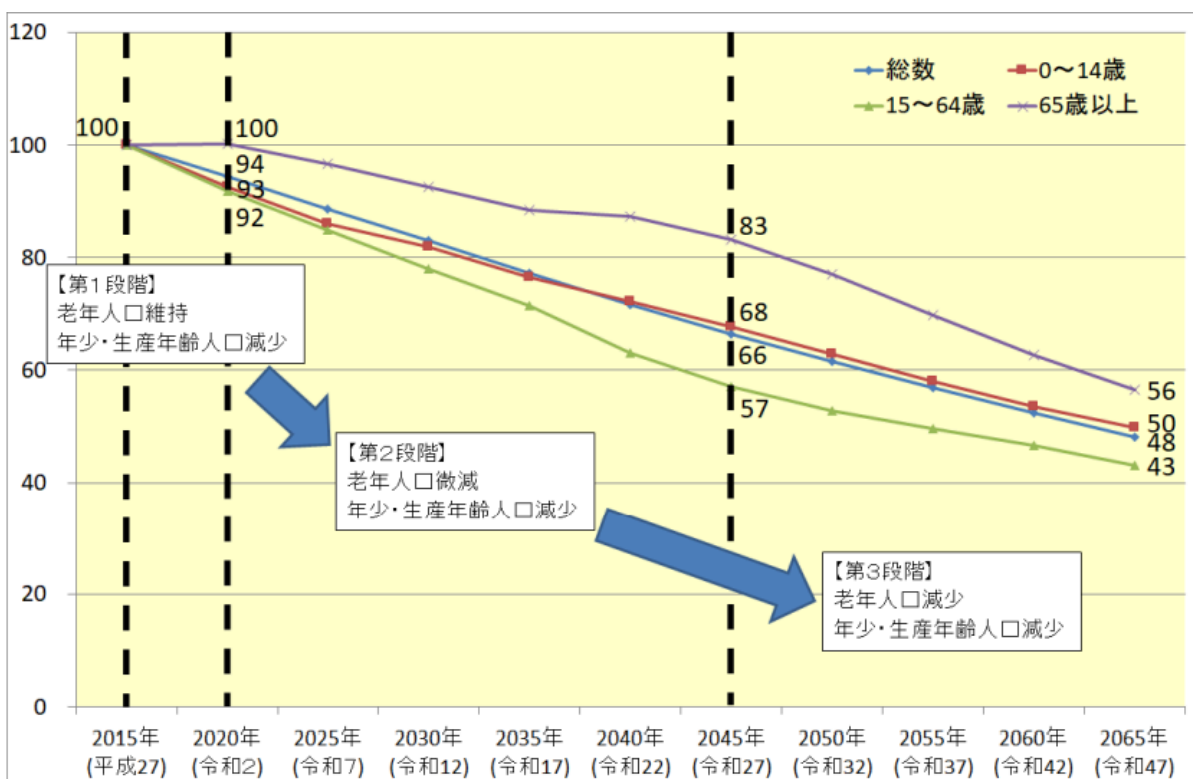
2040（令和22）年までは、年間約1,000人の減少が続き、その後、減少は緩やかになるものの、年間約800人の減少が続く推計となっている。

社人研推計準拠の総人口推計



社人研推計準拠に基づく人口減少段階は、2015年の人口を基準とした場合、2020年までは、老年人口が増加・維持で推移する「第1段階」であり、以降、2045年までが、老年人口が維持・微減で推移する「第2段階」、それ以降は、老年人口も減少する「第3段階」に移る推計となっている。

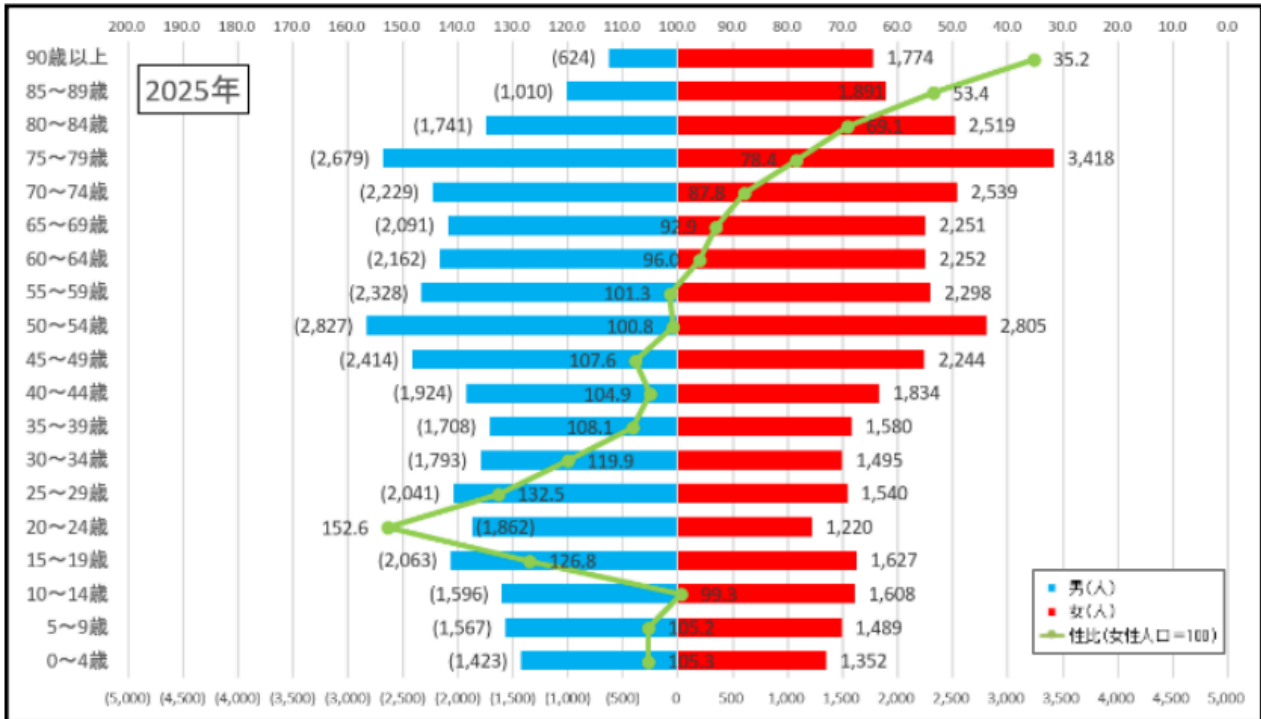
2015（平成27）年を100とした場合の指数推計



男女年齢階級別人口の将来推計については、2015（平成27）年で、20歳代人口の男女差は最大（1,433人）となり、以降、男女差は縮小を続け、2040（令和22）年では、男女人口差は694人となるものの、男女とも3,000人台を下回る推計となっている。

男女年齢階級別人口の将来推計

【2025（令和7）年】



【2045（令和27）年】



資料：舞鶴市人口ビジョン（令和2年3月）

◆ 市政の方向性 ◆

第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月～9年3月）

【基本目標1：将来に夢と希望の持てる活力あるまちをつくる】

本市最大の地域資源である海・港を生かした産業はもとより、地域で築いてきた商工業基盤、全国に誇れる農林水産物や観光関連サービスなどの産業の高付加価値化、さらなるブランド力の向上を目指し、地域の安定、活性化を目指す。

地域の富を増やし、「舞鶴でやりたい仕事を見つけ、住み続けたい」「一旦外に出て戻り、舞鶴で働きたい」希望をかなえるまちづくりを進める。

《数値目標》

- ◇交流人口 253万人（H30） → 381万人（R8）
- ◇交流人口地域消費額 約146億円（H30） → 約259億円（R8）
- ◇生産年齢人口の就業率 75.2%（H27国調） → 73.0%（R7国調）

【基本目標2：このまちに魅かれ、移り住みたくなるまちをつくる】

舞鶴に住んでいる人にとって暮らしやすく、住み続けたいと思うまち、また、個人や企業がこのまちの多様な魅力に魅かれ、このまちに移り住みたくなるまち、離れていてもこの地域のために力になってほしいと思えるきっかけづくりを市民と行政が力を合わせて築き上げる。

《数値目標》

- ◇定住人口の減少抑制 79,886人（R1） → 73,200人（R8）
- ◇移住世帯数 13世帯（H30） → 18世帯（R8）

【基本目標3：結婚・出産・子育ての希望がかなう、子育てにやさしいまちをつくる】

妊娠、出産、子育てなど、安心して子どもを産み育てることができると同時に、子どもの豊かな育ちと成長が実現できるまちづくりを進める。

また、0歳から15歳までの切れ目のない質の高い教育環境の充実や、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりなど、学校や家庭、地域が相互に連携することで「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を進める。

《数値目標》

- ◇定住人口の減少抑制 79,886人（R1推計） → 73,200人（R8）
- ◇子育てしやすいまち満足度 57.5%（H29） → 75.0%（R8）
- ◇子どもの授業の満足度 77.5%（H30） → 83.5%（R8）

【基本目標4：誰もが安全で安心して暮らせるまちをつくり、次世代に継承する】

人口減少や少子高齢化、局地化・複雑化する危機事象への対応など、今日的な社会課題に柔軟に対応しながら次世代に活力ある舞鶴を継承するため、効率的で利便性の高い安全安心な都市基盤の形成に努めるとともに、生涯を通じて健康で生きがいを感じながら暮らせるまちづくりに努める。

《数値目標》

- ◇居住誘導区域に居住する人口の割合 8.99%（H30） → 9.52%（R8）
- ◇防災アプリのダウンロード数 R6.3配信開始 → 11,000回（R8）

【横断的目標1：多様な人材の活躍を推進する】

多様化、複雑化する地域課題の解決に向けて、市民団体や企業、金融機関、教育機関などの多様な主体との連携を充実・強化するとともに、市民一人ひとりが活躍できる環境はもとより、誰もが身近な地域で支え合いながら暮らせる環境づくりに努める。

また、国籍や民族、習慣の違いを問わず、お互いの文化を認め合い、誰もが安心して生

活できる多文化共生社会の実現を目指す。

《数値目標》

◇女性(25～44歳)の就業率	68.7% (H27国調) → 72.5% (R7国調)
◇高齢者(65歳以上)の就業率	23.7% (H27国調) → 25.0% (R7国調)
◇障害者の実雇用率	2.61% (H30) → 3.34% (R8)

【横断的目標2：新しい時代の流れを力にする】

AI等の先端技術を積極的に活用する中で、地方におけるDXを推進し、SDGs未来都市として、持続可能で誰一人取り残さない社会づくりを推進する。

《数値目標》

◇多様な連携によるSDGsの達成に向けた取組数	5件 (R1) → 25件 (R8)
-------------------------	--------------------

第7次舞鶴市総合計画後期実行計画（2023年7月～2027年3月）

【目指すまちの将来像】

「未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴」

【まちの将来像を実現するための3つの視点】

- 1 次世代への積極的な投資
- 2 安全で安心できる社会の実現
- 3 魅力的なまちづくりの構築

【まちづくり戦略】

- 1 希望がもてるまちづくり
 - ・ 子育て・教育環境の充実
 - ・ 共に助け合い地域が元気なまち
 - ・ このまちに魅かれ移り住みたくなるまち
 - ・ 豊かな自然環境を守り育むまち
 - ・ 国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、多文化が共生するまち
- 2 安全で安心なまちづくり
 - ・ 防災・減災対策の強化
 - ・ 地域医療の確保
 - ・ みんなでつくる健康なまち
 - ・ 安心して暮らせる支え合いのまち
- 3 魅力あるまちづくり
 - ・ 海・港を活かした魅力あふれるまち
 - ・ 地域産業が元気で、いきいきと働けるまち
 - ・ 生涯を通じて健幸（健康・幸福）で文化的なまち
 - ・ コンパクトシティの推進
 - ・ 次世代に向けた社会基盤整備

【市政運営の基本姿勢】

- 1 市民と共に進めるまちづくり
- 2 持続可能なまちづくり
- 3 市民の期待に応える市役所運営

9 舞鶴市議会の活動状況

◇ 本会議開催状況 [令和5年11月28日～令和6年11月27日]

	開会月日	閉会月日	会期 日数	本会議 開催日数	本会議 審議時間	議員出席 延べ人数	出席率
12月定例会	R5.11.28	R5.12.26	29	5	24:42	125	100%
第1回臨時会	R6.1.17	R6.1.17	1	1	0:29	25	100%
3月定例会	R6.2.26	R6.3.27	30	5	32:20	122	98%
第2回臨時会	R6.3.29	R6.3.29	1	1	2:54	24	96%
6月定例会	R6.6.3	R6.7.2	30	5	24:14	125	100%
9月定例会	R6.9.3	R6.10.11	29	6	29:16	149	99%
合 計			120	23	113:55	570	99%

◇ 委員会等開催状況 [令和5年11月28日～令和6年11月27日]

区 分	名 称	開会中	閉会中	合 計
常任委員会	総務消防委員会	7	6	13
	産業建設委員会	5	7	12
	福祉健康委員会	6	5	11
	市民文教委員会	6	7	13
	予算決算委員会	8	1	9
	総務消防分科会	4		
	産業建設分科会	5		
	福祉健康分科会	5	1	6
	市民文教分科会	4		
議会運営委員会		20	15	35
特別委員会	原子力防災・安全等特別委員会	3	4	7
	静浜ポンプ場整備に関する調査等特別委員会		4	4
協議調整の場	議員協議会	3	11	14
	広報会議	1	1	2
	議会報編集部会	4	5	9
	F M放送部会	3	2	5
その他の会議	各派幹事会	15	15	30
	各派幹事長会	4	5	9

◇ 議会活性化の取組状況 [令和5年11月28日～令和6年11月27日]

(1) 情報発信の状況

① 舞鶴市議会だより

- i 発行部数 24,800部
- ii 配布方法 新聞折込、希望者への郵送、公共施設への配架、ホームページへの掲載、アプリ「マチイロ」
- iii 内容 定例会の内容等（計6回発行）

- ② ホームページ
- i 開設 平成14年3月
 - ii 掲載内容 議会日程、議案、議決結果、議案に対する議員の賛否、傍聴、請願・陳情の内容、議会の概要や委員会構成、議員紹介、議員名簿（委員会、会派）、市議会だより、本会議の中継及び録画配信、議長交際費、政務活動費、議会活性化の取り組み、視察受入状況 など
 - iii アクセス数 81,321件（R5.11.1～R6.10.31）
- ③ SNS（Facebook）
- i 開設 令和2年7月
 - ii 投稿内容 議会の活動全般
 - iii フォロワー 494件（R6.11.11時点）
- ④ FM放送
- i 開始 平成28年
 - ii 方法 「FMまいづる」の番組への議員の生出演（毎月1回）
 - iii 内容 議会の活動内容
- ⑤ 映像配信
- i 開始 平成22年6月
 - ii 現在の方法 YouTubeによるライブ配信、録画映像配信
 - iii 視聴状況 チャンネル登録者数：876人（R6.11.11時点、以下同じ）
本会議映像の平均再生回数：578回（R5.12～R6.9）
委員会映像の平均再生回数：334回（R5.11.28～R6.10.31）

(2) 市民との意見交換の場の状況

- ・ 常任委員会単位で「市民と議会のわがまちトーク」を開催

委員会名	日時	開催場所	テーマ	参加者
総務消防	令和6年 4月20日（土）	中総合会館	地域防災力の向上について	22
産業建設	令和6年 4月20日（土）	中総合会館	有害鳥獣対策について ～捕獲と処理～	25
福祉健康	令和6年 4月21日（日）	中総合会館	地域の福祉を支える人材確保について～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～	26
市民文教	令和6年 4月21日（日）	中総合会館	「こどもまんなか」を広げよう～ワークショップで考えるこどもの居場所づくり～	25

(3) その他の主な取組

- ① 「市民に開かれた議会」に関する取組
- ・ 市内小学校の議会学習会として、実際の本会議に沿った内容で議会や議員に対する理解を深める機会を提供
 - ・ 定例会の概要、委員会の視察等の活動、意見交換会や議員研修会などの議会活動を、議長や委員長が説明する短い動画をYouTubeで配信
 - ・ 常任委員会を単位として、それぞれが定める重点事項に沿ったテーマにより、ワークショップ形式で市民との意見交換「市民と議会のわがまちトーク」

を実施

- ② 「議会機能の充実」に関する取組
 - ・ 委員任期の初めに重点事項を定め、市民との意見交換会や先進地視察、市内現地視察などの調査研究を経て市長へ政策提言
 - ・ 各常任委員会の重点事項に沿って選定した舞鶴市総合計画の項目について、進捗状況を確認し、委員会としての評価意見を市長に提出
 - ・ 近隣市議会の議員研修会への参加も含め、一般質問、図書館、公共交通など多くの研修機会の創出により議員力の向上を推進
- ③ 「効率的・効果的な議会運営」に関する取組
 - ・ オンライン会議を有効活用したほか、ペーパーレス会議システムやグループウェアを活用して、迅速な情報共有やペーパーレス会議を実施
 - ・ 「舞鶴市議会における災害対応」に基づき、いざというときに議会・議員が機能するように、防災訓練（避難訓練や情報伝達訓練）を実施
 - ・ 1年間の活動を計画的に実施するため、重点事項とそれに沿った総合計画の点検評価項目などのほか、スケジュールも定めて活動

10 議会活動の見える化に関する調査結果

【調査の範囲】

対象者 舞鶴市議会議員25人（議員全員）

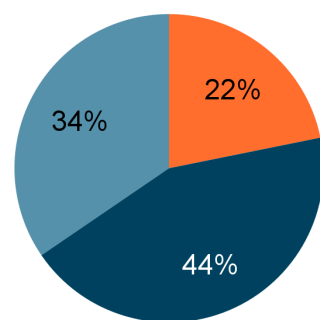
対象期間 令和7年2月から令和7年4月まで

【調査結果】

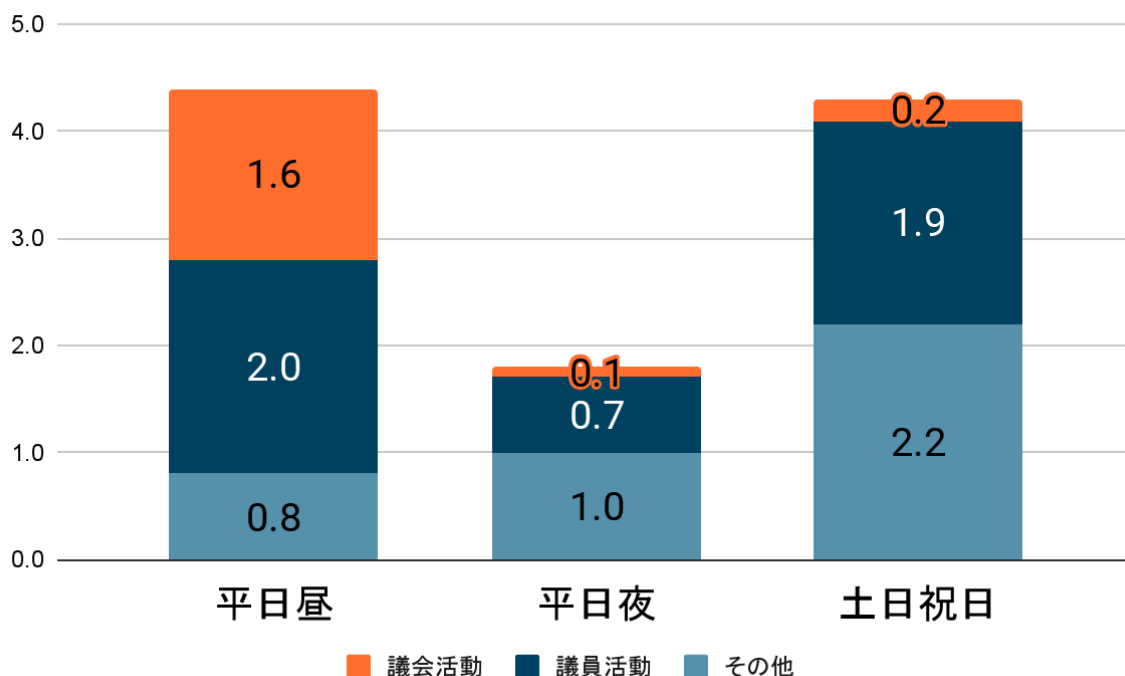
◆1人1日当たりの活動時間（対象期間全体の平均）

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.6	0.1	0.2	1.2
議員活動	2.0	0.7	1.9	2.4
その他	0.8	1.0	2.2	1.9
合計	4.3	1.8	4.2	5.5

1日平均の活動区分別割合



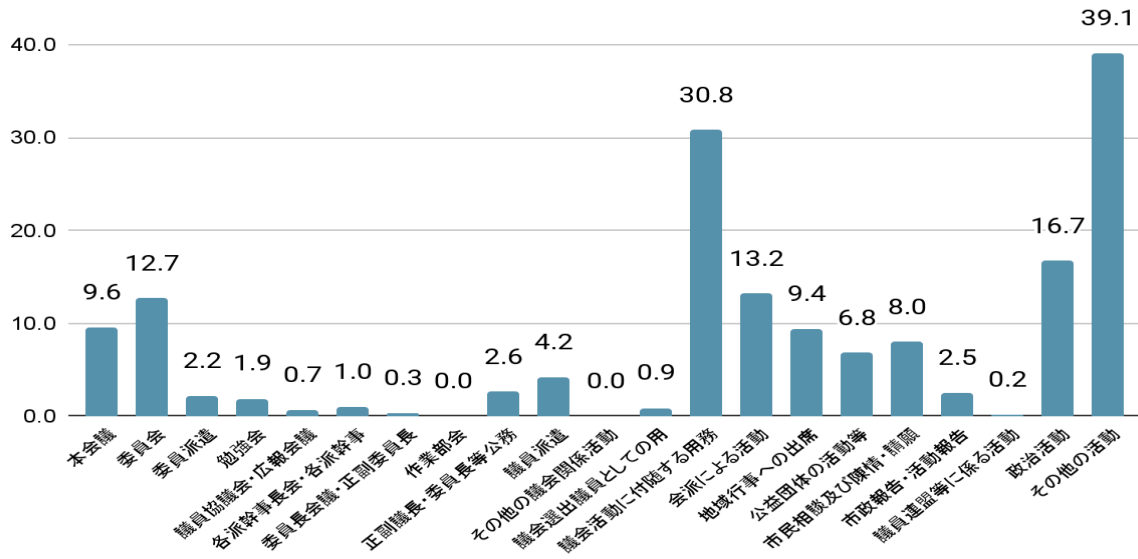
● 議会活動 ● 議員活動 ● その他



<市職員との比較>

	1日の活動時間		1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
議員	5.49	×	29.7	=	163.1
市職員	7.75	×	21.3	=	152.7

◆活動区分別の1人1カ月当たりの活動時間（対象期間全体の平均）

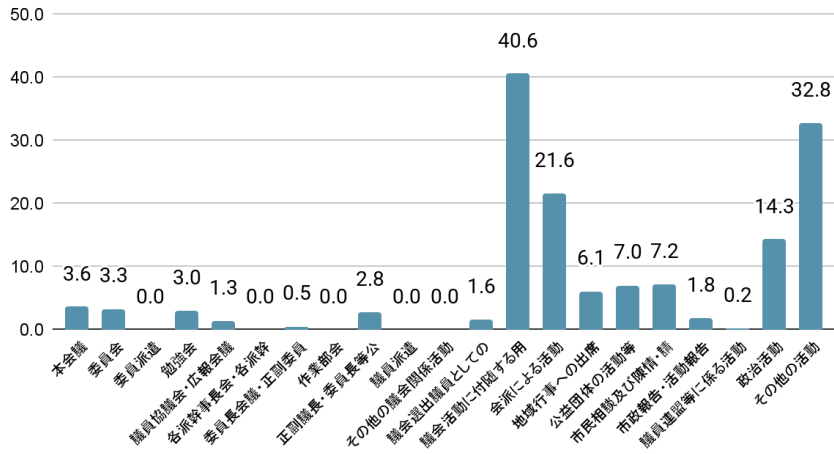


◆活動区分

活動区分	活動内容	
議会活動	本会議	本会議への出席
	委員会	常任委員会・議会運営委員会・特別委員会等への出席
	委員派遣 (市内・市外調査視察)	委員会又は議会報編集部会の調査視察・現地視察への出席
	勉強会	議長の主催する勉強会、委員会所管に係る勉強会、事務局からの事務的な説明会への出席
	議員協議会・広報会議 (部会含む)	協議・調整する場として位置づけられた会議への出席
	各派幹事長会・各派幹事会 (議会本部会議含む)	会派代表者の会議への出席
	委員長会議・正副委員長会議	委員会委員長等の会議への出席
	作業部会	作業部会への出席
	正副議長・委員長等公務	正副議長を充て職とする各種行事及び会議への出席、各種会議等の打ち合わせ
	議員派遣	議員研修会や意見交換会への参加
その他の議会関係活動	議会として参加を決定した行事への参加（議員総会など）	
議員活動	議会選出議員としての用務	監査委員、広域連合議会議員（後期高齢者医療・地方税機構）、都市計画審議会委員
	議会活動に付随する用務	質疑、質問の準備（ヒアリング含む）、議案熟読、報告書・議会報・FM放送原稿などの執筆
	会派による活動	会派会議、政務活動費を活用した活動等
	地域行事への出席	地域団体や学校等が主催する行事、市等が開催する地元説明会への出席・参加（準備等を含む）
	ボランティア活動、文化・スポーツ団体、公益団体の活動	議員の立場で活動。行事等への出席・参加（準備等を含む）
	市民相談及び陳情・請願等	市民・地域・団体等からの要望等の受領及び行政への陳情、地域課題の把握や解決のための活動
	市政報告・活動報告	市民・地域・団体等に対する市政や活動の報告（後援会のみを対象としたものを除く）
議員連盟等に係る活動	市内外の議員連盟等に係る活動	
その他	政治活動	政党活動、後援会活動、選挙活動
	その他の活動	上記以外の活動（議員としての立場でないボランティア活動や仕事など）

◆活動区分別の1人1カ月当たりの活動時間（月別）

令和7年2月（定例会の前月）

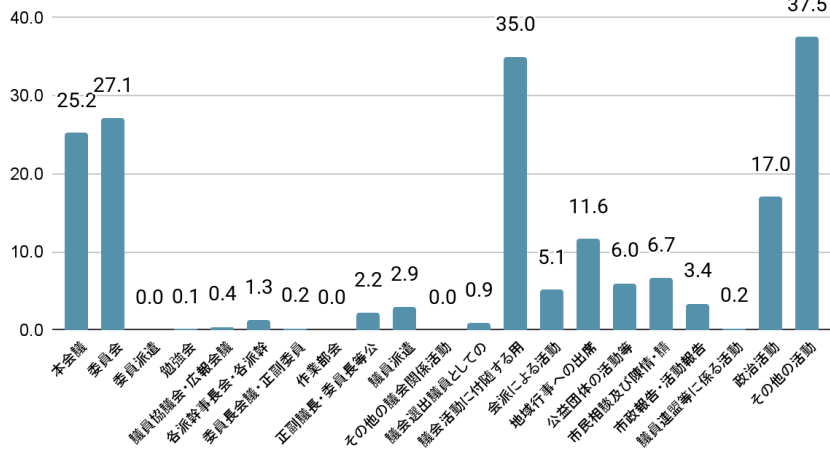


1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 0.5時間
議員活動 3.1時間
その他 1.7時間

合計 5.3時間

令和7年3月（定例会の開催月）

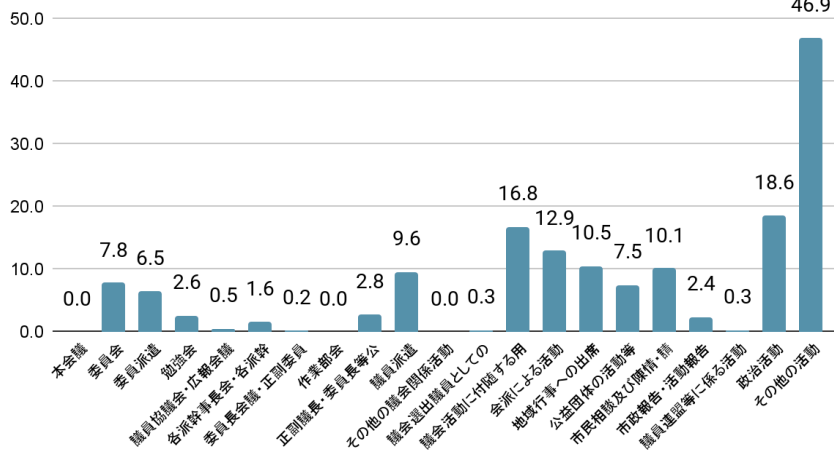


1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 1.9時間
議員活動 2.2時間
その他 1.8時間

合計 5.9時間

令和7年4月（定例会の翌月）



1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 1.1時間
議員活動 2.0時間
その他 2.2時間

合計 5.3時間

11 議員定数に関する意見交換会

議員定数に関する意見交換会報告書（午前部）

開催日時	令和7年7月12日（土）午前10時から11時30分まで												
開催場所	舞鶴市役所本館4階 議員協議会室												
参加者	下記の団体から推薦いただいた7人（予定は8人で1人が欠席） 舞鶴自治連・区長連協議会、舞鶴市老人クラブ連合会、 舞鶴商工会議所、舞鶴商工会議所青年部、ほくと鵬信会、 西舞鶴高等学校、舞鶴工業高等専門学校												
出席議員	議長 肝付隆治 副議長 野瀬貴則 自民党鶴政クラブ議員団 上野修身、尾関善之、水嶋一明 新政クラブ議員団 田畑篤子、眞下弘明、山本治兵衛 超党・市民ファースト議員団 高橋秀策、廣瀬昇 公明党議員団 上羽和幸、杉島久敏 日本共産党議員団 小杉悦子、小西洋一												
<p>【次第】（進行：副議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会挨拶（議長） 2 舞鶴市議会の現状等の説明（議長） 3 各会派の考えの説明（各会派代表者） 4 参加者の御意見等の発言（参加者全員） 5 質疑応答等による意見交換 6 閉会挨拶（議長） <p>【各会派の考え（理由等は別紙参照）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派名</th> <th>議員定数に関する考え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自民党鶴政クラブ議員団</td> <td>現状維持（25人が適正）</td> </tr> <tr> <td>新政クラブ議員団</td> <td>1人削減（24人が適正）</td> </tr> <tr> <td>超党・市民ファースト議員団</td> <td>3人削減（22人が適正）</td> </tr> <tr> <td>公明党議員団</td> <td>未定（現状維持もしくは削減）</td> </tr> <tr> <td>日本共産党議員団</td> <td>現状維持（25人が適正）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参加者からの御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少に伴って、議員定数も削減していくイメージが思い浮かんでいる。また、人口は減少しているが、報酬は変わっておらず、市の財政面への影響もあるのではないかと感じる。このことも、定数に響いてくるのではないかと考える。 ○ 各会派の考えを聞いたが、常任委員会の数と必要な人数の話などが、保身的な印象を受けた。 市民の意見を広く聞く意味合いから定数がなかなか変えられないということであったが、同じ地域に複数の議員がいるのではなく、満遍なく各地に議員がいることが理想ではないかと思う。 可能かどうかは別として、例えば、中学校区で、この校区は何人というふうにしていき、最終的には、20人くらいにする必要があるのではないかと思う。 常任委員会についても、5人で4委員会というだけでなく、今とは違うやり方ができるのではないかと考える。 ○ 議員定数について意見を求められると、私も含めて、減らす方向の意見が多数ではないかと思うが、闇雲に減らせばいいということではないものの、人口減少に歯止めがかからない現状を踏まえれば、いずれにしても減らしていくようにならうかと思う。 令和3年にも定数を減らされているが、その場その場でやるよりも、先を見 		会派名	議員定数に関する考え	自民党鶴政クラブ議員団	現状維持（25人が適正）	新政クラブ議員団	1人削減（24人が適正）	超党・市民ファースト議員団	3人削減（22人が適正）	公明党議員団	未定（現状維持もしくは削減）	日本共産党議員団	現状維持（25人が適正）
会派名	議員定数に関する考え												
自民党鶴政クラブ議員団	現状維持（25人が適正）												
新政クラブ議員団	1人削減（24人が適正）												
超党・市民ファースト議員団	3人削減（22人が適正）												
公明党議員団	未定（現状維持もしくは削減）												
日本共産党議員団	現状維持（25人が適正）												

越して、人口何人程度までは現状維持、それ以下まで減れば定数を減らすというようなことを決めるのも一つかと思う。

人口や面積がどれくらいに対して何人が適正かということは分からないが、議員の職務の内容や方法なども含めて、その時代に応じたような形で変更していてもいいと思う。

舞鶴から出ていく人もあれば、移り住んで来られる人もあることを考えれば、各地域を代表するというよりも、舞鶴市全体の代表として、その中で地域を区割りして活動することも考えられる。定数が減れば担当地域は広がるが、何かしらの方策を考えて、時代に合った活動を検討してもいいのではないかと思う。

- 議員定数について、市民の皆さんは、たぶん減らしたほうが良いと思われていると考えている。

舞鶴市は面積が広く、人口だけで比較できないと言われると思うが、そのこと自体が、どの地域の代表とか、この校区の代表というような昔ながらの考え方が前提になった発言ではないかと思う。西舞鶴に住んでいる議員が、西舞鶴のことだけしておけばよいということではないので、そうした概念は捨てるべきだと思う。そうすれば、市域が広くても、定数を減らしてはいけないという考えには直結しないと思う。

3年前に定数が1人減ったが、それから現在まで、人口が3千人から4千人減っていることを鑑みれば、議員定数をそのまま残すのは、理屈に合わない。残すなら報酬を減らすなどの策をとったほうが良いと思う。

- 全国市議会議長会の資料によると、舞鶴市と同等の人口規模の市における議員定数の平均は、20.54人となっている。あくまでも平均であって、地域の特異性などは無視したものであるが、全ての市に特殊性があって、広い狭いは関係なく、1人1人の意見を聞くのは本当に難しいことだと思っている。

議会運営を適正な形で行うために、この人数が必要ということは一旦置いておいて、市民の声を聞くにしても、昔とテクノロジーが全く違い、話を聞く方法は、たくさんある。組織の改革を期待する。

議員の活動時間から時間給を計算すると、2,700円で、議員が2,700円しかもらえないんだと思うと、あまり魅力がないので、もっとたくさん議員報酬があっても問題ないと思うことから、その分、定数を減らして、濃い活動をしていただくことを期待する。

- 配付された資料を見ただけで、議員の活動状況等が十分にわかっているわけではないが、25人は少し多いのではないかと思う。類似団体との比較を見ても多く、議員の皆さんが、どのような仕事をしていて、どれくらいの時間、どのような内容の活動をしているか分からないので、なぜ他の市よりも多いのかという疑問がある。

議員の活動内容等が若い世代に伝わるように、SNSの活用なども含めて考えていただければ、興味を持つようになると思うので、ぜひお願いしたい。

- 常任委員会の人数をもう一度検討してから全体の人数を検討していただきたいと思う。現在、4つの委員会に6人ずつが所属していて、6人では足りないという意見もあったが、単純に4つを2つにすれば、倍の人数で審査できる。1つの委員会を10人にすれば、定数は、議長を含めて21人になる。1つの委員会の負担は分からないが、6人が少ないのであれば、再編することによって、結果的には、定数が減らせるのではないかと思う。

【意見交換の概要】

- 議員報酬については、44万円×12ヶ月に加えて、ボーナスのようなものがあるのか。[参加者]
- ◇ 年2回の期末手当があり、合計で約174万円が支給される。[野瀬副議長]
- 議員1人当たり年間約700万円ということになると思うので、1人減ると、その額の財源が確保できると考えると、財源がない中だと思うので、それも考慮してほしいと思う。[参加者]
- 議員定数が減ると、新しい人、若い人の参画に影響がでるのではないかとい

う発言があったが、そうであれば、多選をやめるとか、定年制を設けるとか、選出方法を考えることもできるのではないかと思う。

単純に1人減で700万円ほどの支出が減るということであれば、そのうちの一部を他の議員の報酬に充てるなど、報酬を増やす形も考え、その上で、議員活動の内容を一步前へ進めていただくようなことも考えられるのではないか。

[参加者]

- ◇ 議員報酬については、会派の中で議論しているところであり、明確に言えないところではあるが、定数を減らして報酬を上げるという考え方もあると思うし、単純に定数を減らせば、財政面から有意義であるという意見もそのとおりではあると思うため、そうしたことも含めて検討していきたいと思う。

一方で、各会派の考え方の説明の中で、地方交付税の話があったと思うが、地方公共団体に議会を置くということは、憲法で要請されていることであり、国が必要な財源を措置する意味で、地方交付税の算定根拠にもなっていることから、そうした点も踏まえながら検討していきたい。[山本議員]

- ◇ 新しい人にならなくていいことが一番大事ということは、世間的にもよく言われることである。それがなかなかできない理由として、各政党から出てこられる人もたくさんいらっしゃるが、政党の中では、ある程度、定年制があったり、交代していくということはあるものの、一方で、個別に見ると、被選挙権という権利に基づいて立候補されるので、それを抑制するということは、法律に触れたり、人権に反することになるため、制約を設けるのは難しいというのが現状である。そうしたことから、どう変わっていくかということは、それぞれの方々が、自身で考えていかなければならないというのが今のところの考え方である。[上羽議員]

- 活動の見える化に関する調査結果の資料の中にある市の職員の勤務時間は、平均的なものか、残業等も含めたものなのか。[参加者]

- ◇ 職員の勤務時間は、7時間45分と決められており、時間外勤務の時間数を含んでいない数字を記載している。時間外勤務は、1人1ヶ月当たり平均で12時間から13時間という状況。[議会事務局]

- 働き方改革を進めていかなければならない中で、減らさなければならぬが、民間企業の人たちは、もっと働いている。議員は、市の職員と比べたら同じくらい働いているように見えるが、民間の人に比べたら働いていないというように思っている。活動時間が見えるようにまとめられた資料だとは思いますが、あまり働いていないという印象を持っているので、それならもうちょっと1人が頑張れば、定数が減らせるのではないかと思った。[参加者]

- 各会派の考え方の説明の中で、現在4つの常任委員会を3つにして、委員の数を7人にするという発言があったと思うが、どのように再編するのか、具体的な案があれば聞きたい。[参加者]

- ◇ 例えば、総務教育委員会、産業建設消防委員会、市民福祉健康委員会というように、同じような課題を中心に分けることが考えられる。有識者からは、6人から8人で議論するのが適当との見解も示されており、議長を除いて7人の委員で3委員会とすれば、議員定数は22人となる。委員会の進行役となる委員長を除いても6人で議論することができ、適当であると考えており、今よりも定数を減らすのであれば、常任委員会は3つにすべきであると考えており、他市では2委員会のところもあるため、支障もないと考える。[高橋議員]

- 議員のなり手の話として、年間約700万円の報酬で足りているのかどうか、また、兼業されている人もいると思うが、兼業でできるのかどうか、実際のところを聞きたい。[参加者]

- ◇ 長く議員をしている中で、いろんな兼業をされている人を見てきたが、自身で事業をされており、相対的には、兼業となれば、元の事業は、少し下降ぎみになる印象がある。

700万円というといふように思われるかもしれないが、議員には、年金も退職金もなく、4年後には選挙があるため、その費用も必要となる。子供2人を

大学に行かせようと思うと、議員報酬だけでは難しいというのが現状ではないかと思う。〔高橋議員〕

- ◇ 私は30代で仕事を辞めて議員になり、4人の子供がいる中で、社会保障費を払うと、やはり生活は大変厳しく、アルバイトをしながら議員をしていた。アルバイトの量を増やすと、議員活動に不安が生じるため、どうしても制限するので、収入が少ない中での活動に苦労した。子供が手を離れると、それなりに楽になってきていると感じる。自身の経験から、苦しい活動の仕方は良くないと思っているため、しっかり活動ができる報酬や環境を整えていきたいと考えている。〔上羽議員〕
- 私も、一般的に議員の中には兼業されている人が多いというイメージがあるが、本来は、議員報酬だけでやっていけるようにならないと、議員活動が円滑にできないのではないかと思う。生活維持のために時間を割く必要があれば、市民との対話なども限られた時間しかできないことになるため、単純に高い安いというよりも、実際にどのような報酬になると議員としての活動がしっかりできるのかということも、定数と並行して検討していただきたい。〔参加者〕
- 議員は、男性が多く女性が少ないという意見もあるが、女性として、議員の魅力をどのように感じておられるかを聞きたい。〔参加者〕
- ◇ 議員報酬に関しては、兼業でなければ国民健康保険で引かれるので、結局報酬としては高いとは思わない。
女性としてという意味では、議員になって分かったことであるが、男性の視点と女性の視点は全然違う。市全体の予算の中では、民生費が大きな割合を占めており、医療、保険、介護など、広い範囲で多くの事業があるが、それらに関する条例改正や、新たな事業の立ち上げなどが提案された際に、女性の視点が大きいと改めて感じている。そういう意味で役に立てると思っており、女性議員がもっと増えて発言できれば、舞鶴市が変わるのではないかと思う。〔田畑議員〕
- 女性議員を増やすためにどうすればいいかも、この機会に十分考えていただきたい。〔参加者〕
- 定数が全国平均と比べて同じくらいだからよいとは思わないし、それよりも多いほうがよいのか、少ないほうがよいのかは分からないが、単純に全国平均よりも4人多いというのは異様に感じる。委員会を4つから3つや2つにするなど、会議体を変えていけば、定数も変えられるのではないかと思った。〔参加者〕
- 人口だけではなく、面積も加味する必要があるという話があったが、舞鶴市の面積は、福知山市の半分ほどで、議員定数は、福知山のほうが1人少ないということを考えれば、20人でも十分可能なのではないかという印象がある。校區別にすると、どのように選出するのかという問題もあるが、本気でやる気であれば、方法は、いろいろと知恵を出し合って考えられると思うので、20人に近づけるような方向で検討してほしい。〔参加者〕
- ◇ 校區別に考えるという御提案をいただいているが、かつて私もそういうことを考えたことがあり、そうなると、おそらく小選挙区の選挙になってくると思う。校区のブロックごとに定数を定めるというのも、良い考えの1つだと考えていたこともあるが、議員の中には、難しく考えている人もいるのではないかと思うので、幅広く御意見をお聞かせいただきながら検討していきたい。〔山本議員〕
- 人口減少という課題が1番にあって、それに対して、議員定数がどうかということになっているが、後ろ向きなことばかりではなく、1人でも2人でも人口を増やしていくということが大事ではないか。2つの会派から、議員定数は現状維持という考えが述べられたが、現状維持とするならば、期限を切って、人口減少対策をやりますというくらいの気概をもって取り組んでいただければと思います。それであれば、議員定数も現状維持で構わないと思うが、人口減

少が止まらなければ、やはり議員定数は減っていくということになると思う。
【参加者】

【今後の予定】

本日の御意見も踏まえて議員間での議論を重ね、令和7年11月には、議会としての考え（結論）を取りまとめる予定。

議員定数に関する意見交換会報告書（午後の部）

開催日時	令和7年7月12日（土）午後1時30分から3時まで
開催場所	舞鶴市役所本館4階 議員協議会室
参加者	下記の団体から推薦いただいた8人 舞鶴自治連・区長連協議会、舞鶴市老人クラブ連合会、 舞鶴商工会議所、舞鶴青年会議所、まいづるネットワークの会、 ほくと未来塾、東舞鶴高等学校、日星高等学校
出席議員	議長 肝付隆治 副議長 野瀬貴則 自民党鶴政クラブ議員団 川口孝文、谷川眞司、南正弘 新政クラブ議員団 今西克己、眞下隆史 超党・市民ファースト議員団 仲井玲子、西村正之、福本明日香 公明党議員団 松田弘幸、小谷繁雄 日本共産党議員団 伊田悦子

【次第】（進行：副議長）

- 1 開会挨拶（議長）
- 2 舞鶴市議会の現状等の説明（議長）
- 3 各会派の考えの説明（各会派代表者）
- 4 参加者の御意見等の発言（参加者全員）
- 5 質疑応答等による意見交換
- 6 閉会挨拶（議長）

【各会派の考え（理由等は別紙参照）】

会 派 名	議員定数に関する考え
自民党鶴政クラブ議員団	現状維持（25人が適正）
新政クラブ議員団	1人削減（24人が適正）
超党・市民ファースト議員団	3人削減（22人が適正）
公明党議員団	未定（現状維持もしくは削減）
日本共産党議員団	現状維持（25人が適正）

【参加者からの御意見】

- 現状、人口減少という大きな課題から逃れることはできないことから、その中で物事を考えていく必要があると思う。定数以前に、人口減少をいかにして止めるかということを経験者の皆さんに考えてほしい。
進学等で地元を離れた若者が戻って来る割合は、福知山市に比べて舞鶴市が圧倒的に低い。地元企業への支援などによって働く場を維持・拡大することで戻ってくる人の割合を高め、人口減少を和らげることにつながると思う。
そうした観点で、人口動態や財政、議員の数といったことを考えると、長期的には議員も減っていくことを想定して、常任委員会の活動や、課題解決のための常任委員会の必要性なども考えてもらう必要があり、定数減は、やむを得ないという意見である。
- 人口、面積、財政規模など、資料だけを見ると、定数の減は、やむを得ないような気がする。かといって、大きく減らすのもどうかと思うので、現時点では、1人減が適当ではないかと思っている。
議員の数が減れば、意見交換がしやすくなったり、決定が早くなったりするとも考えられるし、経費の削減にもなると思われるが、多くの市民の皆さんの意見を拾い上げようと思うと、議員数が減ることで、難しくなる部分もあると思う。
現在働いている世代が立候補しやすいような、また、生活していけるような環境が望ましいと思う。
基本は、市民の皆さんの課題や要望を拾い上げる努力をいかにするかという

ことが、一番の責務ではないかと思うので、議員の数が他と比べて多い少ないというよりは、そのためにどれくらいの人数がいるかという議論が必要なのだと思います。

- 削減を求める立場から意見を述べたいが、削減すべきとする明確な理由は非常に付けにくく、削減しない理由のほうがつけやすいと感じている。

議員定数に関する明確な指針がない以上は、市民感情や市民の理解を踏まえたものにしていかなければならないと思っている。

少子高齢化と人口減少の進行は、必要なファクターではないかと思う。行政需要の変化も含めて、人口の減少等に伴って、議会の構成も、それに合った形に見直すことが必要である。公務員の人口が多く、生産性という経済面から言えば、公務員は民間企業よりも低いので、他市と比較する場合には、住民の職業の構成も考える必要があると思う。

事業者の経営的には、肌感覚ではなく、実際に非常に厳しい状況であるが、議員は、年収が700万円ほどであり、一般の市民と比べてかなり多いと思っており、それに見合った仕事をしているかということも考えていただく必要があると思う。市の財政状況も、様々な見方があるが、限られた資源を有効に活用すべきとの考えから、議員定数の削減は必要ではないかと思う。

議会の効率性と機能性の観点からは、意思決定のスピードが求められるようになってきている中で、しっかり議論しなければならないが、議員数が多いことによって遅くなってしまいう場合もあるのではないかと思う。

議員の質と議員の数は関係がないと思っており、多くても少なくても、常に議員の質は高くなければならない。市民の信託を受けた議員としての責任と覚悟をどれだけ持ってやっているかが重要だと思う。

活動が見えるように努力されている点は、すごく優れていて素晴らしいと思うが、私たちの判断材料が増えることで、例えば、質問をされるときに、その内容に疑問を感じるようなものもあり、議員にふさわしくないと思うこともある。議員の質は、定数には関係なく、人口減少に合わせた形での適正な数を出していくことが必要ではないかと思う。

- 資料を見る限りでは、議員定数は削減の方向だと思ったが、こういった数字だけで考えるのがいいのかどうかと思う部分もあり、議員の仕事の内容によって、舞鶴を良くしたいと思って、いろいろなしがらみにとらわれずに活動されているのなら、現在の人数が妥当とも考えられるのではないかと思っている。

議会の活動は、概ね想像ができるが、議員個人が、どのような信念や考えをもって、どのような活動をしているのか、どのような成果があったのかということは、インターネット等で調べても、見つけられない人がいる。そうしたことが分かるようになれば、少しでも舞鶴が良くなっていると感じるような判断材料になると思うので、さらなる見える化に取り組んでいただきたい。

- 各会派からは、それぞれ、市民の声を生かしたい、叶えたい、舞鶴をもっと良くしたいという思いが強く感じられ、そのためには、現在の定数が必要という考えや、もっと効率的にして減らしたほうが良いといった考えをお聞きし、頑張っておられると改めて思った。

ただ、議員の皆さんが頑張っていることが、市民にあまり知られていないような気がする。

人口が減ってきているということは、ほとんどの市民が理解していると思われる中で、議員定数を今のまま維持するというと、反対の意見が出るのではないかと思うほど、市民は人口減少に危機感を持っている気がする。

舞鶴は面積が広く、地形的にも一面の平地ではなく、山や川を隔てた特徴的な部分があるため、ある程度の議員数は必要だと思うので、多くの削減をしまうと、余計に理解が得られなくなるのではないかと思う。現時点では、24人にしてもらいたいのではないかと考えている。

- 議員は市民の窓口というイメージを持っており、身近に誰か1人くらいはいてほしいと思っている。人口が半分になったから議員の数も半分にするというようなものではなく、できる限り多くキープしたほうが良いと思う。報酬を少し減らしても人数はキープするくらいでいいのではないかと思っている。

議論するにしても、10人の意見よりも20人の意見があったほうが、より良い

ものができると思っている。少なくしたらスムーズに進められるという考えもあるが、スムーズに進む方がいいとは思っておらず、多くの意見で良いものをつくっていくほうがよいので、できる限り最大値をキープし、人口の減少と同じように下げていくのではなく、もう少し緩やかに下がっていくくらいが望ましいと考えている。

- 資料を見て思ったのは、現状維持でよいのかなということで、議員定数を減少させることで、経費面や運営面で効率化が図られるという考えもあるが、人数が減ると、市民の声を取り入れる機能が下がってしまい、悪い方向に行ってしまう可能性もあると思う。

今回の意見交換会で、議員の皆さんが、どのような活動をされているのかを改めて理解したが、活動を市民に知ってもらうことが、まだまだ必要だと思っている。

- 現時点では、現状維持でよいのではないかとと思っている。人数が少ないほうが、意思決定しやすいのかもしれないが、人数が減った分、浅い議論になってしまうのではないかとも思うし、議員の負担が増えて十分な活動ができなくなることも考えられるので、人口が減ったとしても、現状の定数で、市民のことがよく見えて、多くの意見で政策を考えることが望ましいと考える。

【意見交換の概要】

- 人口が減ると、国からの交付金が減るという財政面に大きな影響がある話をされたが、再度、どのようなことが聞きたい。 [参加者]
- ◇ 地方の税収などによる財源の不足を補うために国から交付される地方交付税というのがあるが、人口によって交付額が変わる仕組みで、人口が千人減ると約8千万円減額になると試算されている。 [仲井議員]
- 議員定数を25人のままとする場合、市の収入が減ることによって、議員報酬を減らすというような話も出てくるように思うが、減らすのは絶対にダメだと思う。物価も上がっているのに、収入を減らすなどあり得ない。 [参加者]
- ◇ 議員になるのは、リスクも高く、年金もない中で、報酬アップもないので、一般のサラリーマンが議員になるのは、本当にハードルが高いと思う。議員定数を維持して報酬を減らすということには、いろいろな課題があると思う。 [松田議員]

- 議員の活動が、なかなか市民に知られていないと思う。議会の録画映像の配信などもあり、市民が求めれば、ある程度の情報は得られるが、多くの市民が、そこまでやられているとは思えない。議員の活動を地域の皆さんなどに知らせる取組が少ないと感じている。中学校区単位などで、議員が分担して議会報告や市民の意見を聞く機会を年に何回か、持ち回りのような形でもいいので実施するべきだと思う。

また、学校における主権者教育もされていると思うが、例えば、高校生議会のような形で、議会のあり方や議員の活動について知る機会があれば、社会勉強にもなるので、議会側からアクションを起こしていくことが必要だと思うので、ぜひ検討してほしい。 [参加者]

- ◇ もっともな御意見で、議会の運営や、市民の皆さんに理解していただくための取組などについて検討する議会運営委員会において、そうしたことを検討して取り組んできている。過去に議会報告会を実施したものの、なかなかうまくいかず、一旦途切れてしまっていたが、今年の4月から、改めて議会報告会を始めたところである。現在は、この場所で開催しているが、地域の会合や、何かのサークル活動などをされているところにお邪魔して開催する方法などもあると思うので、今後検討していきたい。 [肝付議長]
- ◇ まさしく、明日、この場で、議会報告会を開催する予定となっているので、ぜひ御参加いただきたい。 [野瀬副議長]
- 議会報告と市民の声を聞く機会は、一方通行ではなく双方向だと思っており、議員定数が減ったとしても、やり方の工夫で、いくらでも可能性はあると思う。

明日、議会報告会があるということは、全く知らなかった。様々なメディア

を活用した方向性を検討するなど、広報の在り方を工夫し、市民と議会が近くなるように取り組んでほしい。〔参加者〕

- 議員定数については、全国的な課題だと思うが、その在り方について、全国的な組織等での議論や、有識者・第三者の見解などはないのか。〔参加者〕
- ◇ 舞鶴市議会として、有識者を招いて研修会なども複数回実施してきており、その中では、削減するのは、議会の機能が低下するため危険だと常々言われている。やはり、議会・議員の役割を的確に果たすために質を上げて、市民の皆さんにどう御理解いただくかが重要で、削減ありきで議論を進めるのは、非常に危険だと指摘されている。〔眞下隆史議員〕
- 活動の見える化に関する調査結果において、その他の活動という項目があるが、具体的には、どのような活動があるのか。〔参加者〕
- ◇ 議会の会議を終えて帰ると、地域の人が待っていて、いろいろな課題を持ちかけられて、その解決に多くの時間がかかるなど、地域に密着した活動を行っている。〔谷川議員〕
- ◇ 例えば、ボランティア団体などに議員がいると、対外的に話がしやすいというようなメリットを感じられて、うちの会に入ってくださいというような依頼を受ける。議員としても、地域の様々な活動を理解することができるというメリットもあるので、様々な団体に所属している。議会の会議への出席や、その準備のための活動以外に、地域における活動が様々ある。〔肝付議長〕
- たくさん活動されていることが理解できた。私がボランティアで参加した障害者団体の行事でも、議員が参加されている姿を見ており、しっかり活動されていると実感している。
18歳で選挙権を得ても、すぐに進学等で舞鶴を離れてしまって、選挙の投票にも参加しづらいということもあると思う。若い世代の投票率を上げるためにも、就職して舞鶴に残る人のためにも、見える化をさらに進めてほしい。〔参加者〕
- 議員としての活動、また、議員の立場ではない活動も含めて、今後の目標や計画などがあれば聞きたい。
- ◇ 市長も議員も、市民の皆さんから選挙を通じて選ばれているが、議会・議員の役割は、市の政策を実行する市長が、市民の意見を聞いて、それに沿ったまちづくりをしているかどうか監視することであり、そういう視点で審議をしている。そのほかに、各議員は、自身の経験等に基づいたテーマを持っていて、例えば、看護師だった人が議員になって、医療問題に鋭く切り込むなど、専門知識が生かされる場面もある。私は海上自衛隊の出身で、舞鶴の海上自衛隊と市民との関係がもっと良くなるためにはどうしたらいいかというようなことを考えて質問したりする。こうした個々の議員の特徴も含めて、市政が市民の声に基づいて進められているかを見極めていくことが重要だと考えている。〔肝付議長〕
- 以前は、よく議場で傍聴しており、議員の熱い意見や、それに対する答弁が楽しく、これからどうなっていくのかという期待感があった。最近では、議場に行かなくても、スマホ等で見られるようになり、見てみたところ、議場での傍聴との違いもあるのかもしれないが、面白さがなく、楽しみになるようなものではなかったと感じた。市民が将来をイメージできて、わくわくするような議論を期待している。〔参加者〕
- 人口は減少し、行政としてやらなければならないことは増えて、財政的にも厳しいとされている中で、議員定数を今のまま維持するということに対して、市民の納得感が得られると思うか。〔参加者〕
- ◇ すんなりと理解が得られるとは思っていない。これだけの人数が必要だということを理解いただけるように説明する必要があると考えており、理解が得られそうにないからやめるということではなく、必要な人数の説明を尽くすべき

だと思う。〔川口議員〕

- ◇ 議員が一番やらなければならないことは、市民の皆さんの意見をしっかり聞いて市政に届けることと、審査がしっかりできることであると考えて。
議員定数を削減するべきとの意見の中では、他市と比べて多いからという理由をよく耳にするが、全国的に議員定数が大きく減っていったのは、市民の声を市政に生かしていく議員活動が見えずに、他の市が減ったから私のところの市も減らすべきということで、どんどん減っていった流れがある。
連鎖反応のように減ることを懸念しており、議員の本来すべき仕事ができるか、また、それが市民に伝わっているかが重要で、伝わっていないからこういう議論になっているのではないかということも含めて検討している。〔松田議員〕
- ◇ 議員の活動が見えないという御指摘があることも承知しており、活動のあり方も含めて、そうした声に応えられるような活動をしていく必要があると考えている。〔伊田議員〕

【今後の予定】

本日の御意見も踏まえて議員間での議論を重ね、令和7年11月には、議会としての考え（結論）を取りまとめる予定。

12 舞鶴市議会基本条例（第3条・第4条・第23条の抜粋）

第2章 議会及び議員の活動の原則

（議会の活動の原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

◆趣旨及び考え方◆

議会として、その目的を達成するために遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 市民との意見交換の場を設けるなど、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) (1)を踏まえ、市政に関する調査や研究などを通じて、政策立案や政策提言のほか審議全般に生かし市政に反映させること。
- (3) 議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう、いわゆる議会の見える化を図るとともに、積極的に議会活動に関する情報を公開・発信する議会を目指し、説明責任を果たすこと。
- (4) 市政について審議・決定する議事機関として、公正性及び透明性を確保した上で、市政運営が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果及び成果について評価すること。
- (5) 常により良い議会を目指して改革に取り組み続け、議会の機能を向上させること。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

市政における課題の解決を図るため、議会が政策を立案することも必要であり、行政側と議会側がそれぞれ検討することが、より良い政策の実現につながると考えています。

政策提言(提案)

市政における課題の解決を図るための手段として、議会自らが条例を提案するほか、市長から提出された議案の修正や一般質問等の機会を通じた行政への提言などがあります。

議会活動・市民福祉の向上・議事機関・市長等・監視(監視機能)

前文の用語解説を参照してください。

議会機能(議会の機能)

議会が果たすべき役割又は働きのことで、積極的に、能動的に政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれるよう執行機関を監視する働きをいいます。

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研に努めること。
- (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議員それぞれが遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 地域や団体などに関する個別の事案の解決だけでなく、総合的な観点から市全体としての課題を把握し、議会としてだけでなく、議員としても市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会は、言葉で意見を交わすことによって結論を導き出す「言論の府」であることや、複数人による合議によって意思決定を行う「合議制の機関」であることを踏まえ、議員同士の自由闊達な討議を尊重し合意形成を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識すること。
- (3) 議会としてだけでなく、それぞれの議員も、市政全般に渡って市民の多様な意見を的確に把握するとともに、常に自身の資質を高める努力を続けること。
- (4) 議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、その役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めること。

◆用語解説◆

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

言論の府

議員の活動の基本は言論であり、物事は全て言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。

発言者は、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないこととなっています。

合議制(合議制の機関)

複数の人(議員)の合議による意思決定を行う制度(機関)のことをいい、複数の人(議員)による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。なお、市長は一人だけで構成される「独人制の機関」となります。

合意形成

市長等に対する質疑や議員間の討議を通じて、議会としての結論を導き出す過程を指します。

議決責任

地方自治体の最終的な意思決定である「議決」は、議会のみにも与えられた権限で、重要な役割です。市長から提案された予算や条例なども決定するのは議会であり、決定者としての責任があります。

市民

前文の用語解説を参照してください。

倫理的義務

議員の発言や行動には大きな影響力があることから、高い倫理観のもとで発言・行動しなければなりません。

第6章 議員の定数及び報酬

第23条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成14年条例第27号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議員の定数及び報酬は、それぞれ、舞鶴市議会議員定数条例、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めることとしています。

また、舞鶴市議会議員定数条例の改正に当たっては、議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とし、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に当たっては、議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての職務の対価」とした上で、社会情勢や市の課題、将来の予測や展望を考慮するとともに、市民、学識経験者、専門的な知識を有する者などの意見を参考に、十分に議論することとしています。

◆用語解説◆

職務の対価

舞鶴市議会においては、議員報酬を市民のために活動すること(職務)に対して支払われる報酬(対価)であると考えています。

市民等

舞鶴市議会基本条例における「市民」とは、狭義では、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)を指します。一方で、市外から市内の事業所や学校に通勤・通学している人にとっても、市政に深く関わっていること、市政の影響を大きく受けることなどを勘案し、広義の意味においては、これらの人々も「市民」に含むものとしています。これに加えて、学識経験者、専門的な知識を有する者などのことをいいます。

《参考》 第20期舞鶴市議会基本条例実行計画（平成30年12月26日策定）

舞鶴市議会基本条例第24条の規定により、議会基本条例に基づく活動を適切かつ確実に実行するための「議員の任期4年間における具体的な取組に関する計画」として、「舞鶴市議会基本条例実行計画」を定めており、その計画に、効率的・効果的な議会を運営に向けた取組として、「議員の定数及び報酬の検討」を掲げている。

その取組を本年（令和3年）の議会活性化特別委員会の重点事項として掲げ、議論を深めてきた。

写

舞鶴市特別職報酬等審議会

答 申

令和7年10月9日

本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議員の議員報酬（以下「特別職報酬等」という。）の額について、それぞれの職責、他の地方公共団体の特別職報酬等の額との比較、一般職の職員の給料改定の状況、並びに社会経済情勢を考慮して、公平、中立的な立場から、慎重に審議を重ねてきた。

1. 市長、副市長及び教育長の給料

(1) 現状

市長、副市長及び教育長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、市長は94万9千円に、副市長は78万1千円に、教育長は68万8千円に改定された。

その後、審議を行った令和3年10月15日及び令和6年3月1日付けの答申においても「現行額が適当である」とされており、同額で現在に至っている。

(2) 審議内容

市長、副市長及び教育長の給料の額については、本市と人口や財政規模が類似する地方公共団体及び京都府内の14市との比較検討を行ったところ、本市の給料額は、類似団体の平均額（市長：92万3千円、副市長：76万7千円、教育長：68万9千円）及び京都府内14市の平均額（市長：91万4千円、副市長：75万4千円、教育長：67万6千円）を概ね上回っているものの、その職責の重さを鑑みれば適正な水準にあると判断した。

また、一般職の職員の給料改定の状況並びに社会経済情勢も考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

2. 議会の議員の議員報酬

(1) 現状

議員報酬の額は、平成8年4月30日付けの答申に基づき、同年6月

に、議長は57万円、副議長は48万円、議員は44万円、にそれぞれ改定された。

その後、審議を行った平成29年10月18日、令和3年10月15日及び令和6年3月1日付けの答申においても「現行額が適当である」とされており、同額で現在に至っている。

(2) 審議内容

議員報酬の額について、本市と人口や財政規模が類似する地方公共団体及び京都府内の14市との比較検討を行ったところ、本市の報酬額は、京都府内14市の平均額（議長：51万4千円、副議長：45万4千円、議員：41万8千円）を上回っているものの、議長、副議長及び議員の職責、一般職の職員の給料改定の状況並びに社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

3. 行政委員会等の委員及び附属機関の構成員の報酬

行政委員会等の委員及び附属機関の構成員の報酬については、市が行った令和2年度の見直し結果について、令和3年及び令和5年の審議会において「異論なし」との意見を申し述べている。

本審議会において、類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市、宇治市等）の報酬額との均衡などを考慮し、検討した結果、現在の報酬額については、異論はないものとする。

4. 今後の審議会について

本審議会は、平成29年の答申に基づき、おおむね5年ごとに開催されているところである。しかしながら、近年の急激な物価高騰など、その時々社会情勢や他市の動向を適切に反映させるために、次回に限っては、その開催間隔を柔軟に検討する必要がある。

よって、今後の定期開催はおおむね5年ごととしつつ、次回の審議会については2、3年後を目途に開催し、変化に即した審議が行われるよう要

望する。

別表

特別職報酬等の額の答申

(単位：千円)

	現行額	答申額
市長	949	949
副市長	781	781
教育長	688	688
議長	570	570
副議長	480	480
議員	440	440

舞鶴市特別職報酬等審議会

会 長 川 端 隆 一

会長代理 福 本 清

委 員 大 川 るり子

委 員 岸 田 卓 彌

委 員 小 西 剛

委 員 藤 澤 重 子

委 員 保 田 信 三